
論説

FTA において農産物に係る輸出規制管理が 進展する要因の検討

羽 村 康 弘¹⁾

鶴 田 芳 貴²⁾

1. はじめに

戦前の関税引き上げ競争等が閉鎖的な経済ブロックの出現をもたらした第二次世界大戦を招く一因となったとの反省の上に立ち、貿易自由化を推進する目的で、1947年に第二次世界大戦後の西側の国際貿易制度として、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade、以下 GATT）体制が発足した。そしてこれを発展的に改組して1995年に設立された世界貿易機関（World Trade Organization、以下 WTO）によって、国際貿易制度は規律、運用されてきている。ただしこの規律については必ずしも輸入と輸出とが同等の内容であったわけではなく、また同等のスピードで進展してきたわけでもない。

GATT においては、貿易自由化を推進するため、①最恵国待遇原則、②内国民待遇原則、③数量制限の一般的廃止の原則、④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則に基づく規則が定められた。ここでの基本原則に基づく基礎的な規則においては、輸入規制に関しては、国内において効果的な生産制限措置がとられているなど発動可能な場合を限定し、輸入制限の幅等を詳細に規定し、更に発動に際して通報することを求めていた。これに対して輸出規制に関してはこのような詳細で明確な規定や手続きは定められなかった³⁾。

1) 農林水産政策研究所 主任研究専門員

2) 国際政治経済学部

3) 輸出規制については GATT 第11条第2項 (a) において、「食糧その他輸出国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの」という規定はある

GATT 設立後、8 回のラウンド交渉を経て、輸入に係る貿易関連規則の整備が進んだ。具体的には、輸入関税が漸次引き下げられ、1964年に開始されたケネディ・ラウンド以降は、輸入関税の引き下げだけでなく、国内補助金に係る規律などが整備された。加えて、1986年に開始された第 8 回目のウルグアイ・ラウンド交渉では、新たに知的所有権分野、サービス貿易分野、農業分野などについても実質的な交渉が行われたが、これらの分野についても、合意内容は、主として輸入に係る貿易関連規則に限定されていた。

2001年にドーハ・ラウンドが開始され、その交渉対象として、更に通関手続き等の貿易円滑化分野や環境分野も加えられるなど、対象範囲の拡大は行われたが、先進国の保護削減のレベルや途上国の例外扱い等について先進国と途上国との間での対立が大きいこともあって、これまでのところ、最終的な合意には至っていない。輸入関税の削減や輸入に係る貿易関連規則などについては妥結の一手手前までこぎ着け、部分合意もなされたが、これは輸入規制に関するものであった⁴⁾。WTO ドーハ・ラウンドにおいては、妥結に向けて議論が収束する気配は全く見られず、また議論の対象も依然として輸入規制に関するものが中心であった。

2000年代に入って、輸出規制が導入されることが多くなり⁵⁾、WTO 等の国際機関でも輸出規制管理について議論されることが増えた⁶⁾。しかし GATT および WTO の下での交渉において、合意に至ったものもそうではないものも、議論の中心は、関税の削減や貿易関連規則等の輸入規制に関するものであり、輸出規制に関しては世界食糧計画 (WFP) 向けの人道支援目的の食料は輸出規制の対象外にすることとしたものの、一般的な輸出規制管理については全く進展していない。

このように GATT/WTO において輸出規制管理が進展しないことについては、GATT/WTO が農産物輸出国中心の組織であり、多くの国が輸出規制管理への関心が薄いことが、その第一の要因として挙げられる。輸入規制について大きな進展が図られたウルグアイ・ラウンド交渉以降、日本をはじめとする農産物の輸入国は、輸出規制管理を進展させるための提案等を行っている。しかしながら、国際機関における多国間の

ものの、輸入規制に関する規定に比べ具体性に乏しく、実質的な規制効果があるかについては疑わしいものになっている。

4) 2013年にバリ・パッケージとして部分合意がなされている。https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page4_000312.html

5) 農産物に係る輸出規制としては、2007年から2011年の農産物価格高騰時において導入されたものの、新型コロナパンデミックにおいて導入されたもの、ウクライナ戦争において導入されたものが近年特に大きな問題を引き起こしたものとして挙げられる。

6) Howse and Josling (2012) はこれまで輸出規制が導入された事例及び引き起こした問題をフォローしつつ、輸出規制管理を進展させるための複数の対応策を提案している。

交渉においては、関心国が多い事項に議論が集中することが多く、交渉結果も多数国の利害に左右される傾向があり、結果として農産物の輸入国の意見は反映されてこなかった。

また、GATT/WTO における輸出規制管理を進展させることに対して反発する途上国の割合の増加も大きな要因の一つとなっている。途上国においては、国民の所得に占める食料購入支出の割合が高く、食料不足や農産物価格高騰が大きな政治問題になりやすい。加えて、食料不足の際に海外から食料を購入する余裕がないばかりか、国内の食料が海外の先進国から高値で買い取られて国内での食料不足が悪化する懸念を有している。このような理由から、途上国は、世界的な食料不足時において、国内の食料をコントロールできるような政策余地を残すためにも輸出規制を自由に導入できるようにしておきたいという強い意向を有しており、輸出規制管理の進展には強く反発している。Abbott (2012) は2007年から2008年にかけての食料危機における輸出国の一部が輸出規制をかけた一方で、輸出規制をかけなかった国が存在することを指摘した。その違いは、食生活の構成とサプライチェーンの長さを決定する発展レベルと、歴史的な農業政策の選択に関する政治経済学的な要因が寄与していることを指摘し、その上で、輸出規制管理のルールを WTO 交渉の枠組み内で確立することは難しいと主張している。

国際機関や多国間での交渉では進展がほとんど見られない輸出規制管理であるが、Wu (2020) によれば、246の特恵貿易協定 (Preferential Trade Agreement, PTA) が輸出規制に影響を与える規定を持っており、輸出規制に関するルールづくりは輸入のそれに遅れをとってきたが、近年そのギャップは埋められつつあると報告している。同様の現象は自由貿易協定 (Free Trade Agreement, 以下 FTA) においても多くみられる。具体的には、全306件の FTA のうち、GATT/WTO の規律より輸出規制管理が進展しているものは92件に及ぶ⁷⁾。GATT/WTO の規律においては、GATT 第11条第1項で輸出規制についても原則禁止されているものの、非常に幅広い例外が認められている⁸⁾。FTA においては、まず、その例外規定のいずれか、又は複数の例外を認めないことで輸出規制管理を進展させているものが見られる。また、手続き面において、GATT/WTO の規定では農業協定において輸出規制を導入することについての通報や導入前の協議の開始について「実行可能な限り事前かつ速やかに」と規定されているものを、FTA では「30日以内に」と具体化して輸出規制管理を進展させているものが見られる。

7) 全306件の FTA は、2020年10月4日時点で WTO に通報されていたもの。

8) 食料・不可欠物資の不足対処のための例外 (GATT 第11条第2項 (a))、国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置や供給が不足している製品の獲得又は分配のための措置等の例外 (GATT 第20条)、及び安全保障を理由とした例外 (GATT 第21条) が規定されている。

これまでも輸出規制の進展についての研究は多く存在する。例えば、Horn, Mavroidis, and Sapir (2010) は、米国と EU との PTA について GATT/WTO の規定と比較して、どの程度進展したものになっているのかを検証している。彼らは輸出規制のうち輸出税の規制を検討対象に含めた上で、米国と EU とが締結する PTA には WTO+ および WTO-X の義務が多く含まれており、WTO の枠組みを大きく超えたものになっていると指摘している。また、Korinek and Bartos (2012) は、輸出規制手段として輸出税だけでなく輸出数量制限も対象に取り上げ、FTA における輸出規制管理の進展状況を GATT/WTO の規定と比較した。但し、分析対象となった93の RTA における輸出規制管理の進展について、なぜ相手国によって異なる約束を交わすのか、ある場合には例外を含めることを課し、他の場合には例外を含めないのはなぜか、という点を未解決の疑問として挙げている。FTA において、その締約構成国が、農産物輸出国か農産物輸入国か、先進国か途上国かといった状況が異なっていることによって、輸出規制管理の進展に差が出る可能性はある。しかし、締約相手国が似たような相手であったとしても、このような輸出規制管理の進展の有無で差がある。このように、FTA において輸出規制管理が進展する理由は、GATT/WTO においてそれが進展しない要因だけでは推測できない。本研究はまさにこの未解決の疑問点について検証を行う。

なお、本稿では輸出規制に関しては数量制限に関連するものに焦点を絞り議論を進めている。輸出規制のうち輸出税については、輸出国により輸出税がかけられたとしても追加の支出をすれば購入することができることから、必要な輸入量を確保する上で乗り越えることができなくなるような問題には発展しにくい。一方で、輸出数量制限は、制限値を超えての取引はできないことから、輸出税に比べても国際貿易制度や非効率性に与える悪影響が大きい手法と言える (Anderson 1985)⁹⁾。このため本稿では、輸出数量制限に関する管理についての進展は、輸出規制管理においてより重要な課題であると考え、論点を限定している¹⁰⁾。

追って、輸出規制が発動される対象は、農産物や天然資源を対象としたものが多い。本稿ではそのうちの農産物に焦点を当てて FTA において輸出規制管理が進展する要因を検討する。ただし、本研究では農産物に焦点を当てるが、輸出規制に関する GATT 第11条第2項 (a)、GATT 第20条、GATT 第21条等の規定においては、特に農産物と

9) Mitra and Josling (2009) では輸出割当が国内厚生に対しても悪影響を及ぼしていることを指摘している。

10) この点については、データと分析モデルについての説明でも詳述する。以下、本稿においては、特にコメントしない限り「輸出規制管理」に言及する際は、主として「輸出数量制限」を念頭に置いて言及している。

その他の物品を区別して規定していない¹¹⁾。FTA においても両者を区別して扱っていないケースが多くある。そこで、農産物に輸出規制管理が適用されているか否かの違いについては、農産物が含まれる FTA かそうでないかという点を基準に判断する¹²⁾。

以上のような理由から、本研究では農産物について輸出規制管理が進展している FTA はどのようなものか、すなわちどのような要因が輸出規制管理が進展した規定を FTA におくことにつながっているのかについて分析を行うこととする¹³⁾。

本研究の結論の概要は以下のとおりである。まず FTA 締結同時時点の自給率や有力な貿易相手国であるなどの利害関係は必ずしも有意な影響を与えているわけでない。一方政治的な要因として考えられる同盟関係などは二国間 FTA において輸出規制管理を進展させることなどが示された。

本論文の残りの構成は、まず第2節で FTA における輸出規制管理の進展を何が左右するのかについて仮説を設定する。続いて第3節では本稿で行う実証分析で使用するデータおよび分析結果について整理し、最後に第4節において結論をまとめる。

2. 仮説

FTA はその規定内容に応じて、「浅い (shallow)」FTA から「深い (deep)」FTA までレベルの差があるとされる (WTO 2011)。浅い FTA は、輸入に係る関税の引き下げや低関税割当枠の拡大など、主として物品の市場アクセスに係る国境措置の低減を図るものである。一方で深い FTA とは、補助金政策、競争政策、動植物検疫など各締約国の国内の政策の調和を図り、また、投資や人の移動、知的所有権や環境の保護などにまで、対象分野を拡大したものである¹⁴⁾。

深い FTA の一般的な特徴については、Kim (2015) は、締結国の国境内 (“behind-the-border”) の法令についての約束をしていること、また、貿易に関連しているが既存の GATT/WTO 協定の対象より “Scope” が広い規則が含まれることが挙げられるとしている。そして、この広い “Scope” には、伝統的な物品の市場アクセス分野における高いレベルの規則も含まれうるとする。輸出規制管理は、GATT/WTO 協定はおろか

11) 但し、農産物については、GATT11条において、輸出規制を導入することが出来る例外として「食糧」が例示されているように、立法段階においても規律対象として着目されていたことが分かる。

12) 本稿の分析で使用する FTA データの詳細については後述する。

13) この点については実証分析における従属変数の作成方法についての説明でも詳述する。

14) このような深い FTA が結ばれるケースが近年増加傾向にある (Mattoo, *et. al.* 2017)。

一般的な FTA でも進展していないものが多いことから、輸出規制管理が進展している FTA は深い FTA であると考えられる。だとすれば、深い FTA が成り立つ要因が輸出規制管理の進展する要因になりうると考えられる。

本稿での分析対象としている農産物が持つ特徴が、輸出規制管理の進展度合いに影響を与える要因となっている可能性もある。一つは農産物価格変化に関する特徴である。農産物はまれに高騰するが、平均値より低い時期が長く続くようなこともある。このようなコモディティ価格が持つ非対称的な分布 (asymmetric distributions) が特徴の一つである。輸出規制は、価格高騰時にかけられることが多いが、農産物に関しては、価格高騰時がまれであることから、輸出規制に対する問題意識育ちにくく、輸出国は輸入国に比べ協力関係から逸脱しようという動機が高いとの指摘がある (Gouel 2016)。このような点も輸出規制管理の進展に影響を与えている可能性がある¹⁵⁾。

Aggarwal and Govella (2012) は、国際貿易制度について、一般的な FTA に加えて GATT/WTO、APEC、ASEAN、上海協力機構、EU など幅広く取り上げ、同盟関係を含めた安全保障の外部経済性に焦点を当てて検討し、輸出規制管理にも言及しつつこれらの協定が締結される要因やその内容に影響を与える要因として、経済的要因に加えて政治的要因があるとしている。Ravenhill (2017) も当事者の国内の政治的要因が FTA 締結に影響する可能性を指摘する。

このように輸出規制管理が進展する要因について、深い FTA が成り立つ要因、農産品の価格特性、政治的要因などが先行研究によって挙げられてきた。本稿では農産物の輸出規制管理についての合意が成り立つのはどのような要因によるものであるのかを検討する。

2.1 FTA 締約当事者間の利害関係 (経済的要因)

FTA という 2 国間 (地域を含む) のペア (dyad) の協定における輸出促進管理の進展要因を考慮するに当たり、当事者間の利害関係を考慮することが重要である。Kim, Mansfield, and Milner (2016) は、利害が一致する少数の当事者の間で深い FTA が進展することを指摘している。本稿では農産物に関連する輸出規制管理の進展に関する議論を行っており、当事者が農産物の輸出国なのか輸入国なのかによって FTA における輸出規制管理に対して期待するものに差が存在する。農産物輸入国にとっては相手国からの安定的な農産物輸出は自国の食料安全保障政策にとって極めて重要になり、輸出

15) 後の実証分析において 2007 年から 2008 年にかけての農産品の価格高騰についても考慮している。

規制管理が進展することにより、農産物のより安定的な確保が実現する。一方で、農産物輸出国の立場からは、農産物の輸入国の農産物の国外依存度が高ければ高いほど、自国農産物の安定的な輸出相手としての期待が高まることとなる。つまり農産物の取引に関する立場の違いが大きくなるほど、FTA における輸出規制管理に対する双方の思惑は一致する可能性が高まると考えられる。GATT/WTO において輸出規制管理が進展しない要因の一つとして GATT/WTO 組織が農産物に関して輸出国中心の組織であることが挙げられる。

農産物輸出国か農産物輸入国かについて各国の状況は、自給率に最も如実に表れ、各国も自給率を政策形成に当たって重視していることから、この自給率を用いることとする。したがって、上記の議論を自給率という言葉に置き換え、以下のような仮説を立てる。

仮説 1：FTA 当事者間の自給率の差が大きいほど、FTA における輸出規制管理が進展する可能性がある。

また FTA 当事者が先進国なのか途上国なのかという点も輸出規制管理の進展に影響を及ぼすと考えられる。GATT/WTO において輸出規制管理が進展しない要因の一つとして途上国の反対がある。

もし当事者間に経済的な格差がある場合には、国際的に農産物価格が高騰した際に先進国に食料を買いつけられて国内から農産物が流出することが懸念され、また国際市場から調達する余裕も小さくなるという途上国の懸念を考えると、途上国にとっては相手国との国民一人当たりの GDP の差が広がるほど当該途上国は輸出規制管理の進展に反対する可能性が高まる。一方で、先進国同士であれば、支出に占める食料購入費の割合が小さく、また、購買力も大きいことから、途上国のような懸念は小さいと考えられる。他方、途上国同士でも、食料価格高騰時において、購買力が小さい途上国へ大量の農産物が流出する懸念は小さく、また途上国同士助け合おうという傾向も見られることから¹⁶⁾、経済的な格差がある場合に比較して、輸出規制管理の進展に反対する可能性は低いと考えられる。

16) 輸出データ利用制約により本稿での検討対象から除外しているが、西部アフリカの途上国で構成される ECOWAS や南部アフリカの途上国中心に構成される SADC など、途上国中心に構成される FTA において輸出規制管理が進展しているものが多々見られるほか、インドが2022年5月にコメの輸出規制を導入する際に途上国を輸出規制の対象国から除外するなど、途上国は、先進国への農産物の流出は懸念するものの、途上国同士では助け合おうという傾向が見られると考える。

各国の経済水準としては一人当たり GDP が有力な指標となる。以上のような理由から以下のような二つ目の仮説を立てる。

仮説 2 : FTA 当事者間の一人当たり GDP の差が小さいほど、輸出規制管理が進展する可能性がある。

また FTA 締結当事者間の貿易の流れが大きくなるほど、相手国への経済的な依存度は高まる。このことは、安定的な貿易の流れを確保するため両国間の貿易を律する規則も改善しようとするインセンティブにもなると考えられる。Mansfield and Milner (2015) は、FTA の成立要因として、両国間の貿易額を検討要素に入れ分析を行い、FTA 締結が両国間で将来貿易関係が壊れる可能性を防ぎ、また、相手国政府が略奪的に行動することを防ぐ機能を持つと指摘している。国家間で経済的な取引が濃くなれば統合が生じ、経済的スピルオーバー効果、更には政治的スピルオーバー効果により統合が深まっていく考え方（新機能主義）に基づく、経済的な取引が濃い国間で深い FTA が形成されやすいとされる（Kim, Mansfield, and Milner 2016）。

農産物に関しても、GATT/WTO の枠組みの中で、輸入規制を削減・撤廃して他国からの輸入に依存するようになると、国内の農産物の生産基盤は弱体化することとなる。このような状況下で、貿易の流れが大きな輸入相手国が農産物に係る輸出規制を導入した場合、国内への農産物供給に与える影響は甚大である。ゆえに、そのような事態を回避するために輸出規制管理を進展させようとするインセンティブを持つ国が現れ、両国の貿易の流れが輸出規制管理の進展に影響を与えている可能性がある。このような貿易の流れの強さに関しては貿易結合度で捉えることができると考えられるので以下のような第 3 の仮説を検証する。

仮説 3 : FTA 当事者の貿易結合度が高いほど、FTA における輸出規制管理が進展する可能性がある。

2.2 FTA 締結当事者の政治的要因

政治的な要因として重要なものが、民主主義体制か権威主義体制かという政治体制である。FTA 締結国が共に民主主義体制である場合には、一方あるいは双方が共に権威主義体制である場合に比べ、FTA を締結しやすい傾向にあるとされている（Mansfield, Milner, and Rosendorff 2002）。各国のリーダーは、政策を決定する際に利害関係者の意向と選挙民の意向との間で板挟み状態にあることが多い。特に FTA 締結交渉に際しては、日本に限らず農産物の貿易自由化が大きな論点となることが多く、国内の農業関係者という利害関係者との調整が困難を極めることが多い。一方で、民主主義国家にお

いてリーダーは定期的に選挙の洗礼を受ける必要があり、国が不景気な状態にある時、選挙民はその原因はリーダーが国内の農業関係者等の利害関係者の要求に応じているからであると考えがちであるという圧力がかかっているとされる。リーダーは、不景気は利害関係者に配慮したからではなくリーダーの力の及ばない理由によると選挙民に対して説明する必要がある、このような説明に説得力を与えるため FTA を締結することは有効であると考えられている¹⁷⁾。ここで通常の一般的な FTA ではなく「深い」FTA を締結することは、リーダーに対する選挙民のより大きな信頼感を提供しうるとされている (Kim, Mansfield and Milner 2016)。

他方、権威主義国家においては、少数の者の支持により政権が維持されており、貿易障壁は少数の利害関係者に利益を与えるレント（過剰利潤）を生じさせるところ、FTA を締結することは、権威主義体制を維持するために必要な少数の選ばれたグループの忠誠に対して提供するレントを配分する政府の能力を毀損することにつながる可能性がある。従ってリーダーにはそれを締結させない保護主義の圧力がかかっているとされる (Mansfield and Milner 2015)。この圧力は FTA が「深く」なればなるほど高まると考えられる。また、農産物に係る輸出規制についても、例えば、ある加工用原材料の農産物について、その国際価格が高騰している場合においては、当該加工用原材料を用いた製造業者は、輸出規制によって当該加工用原材料を国際価格より安価に確保しようとする志向があり、従って、輸出規制についても、利害関係者として、その管理を進展させないようにする圧力をかけようとする可能性が考えられる。

以上のように民主主義のレベルによって、FTA の「深さ」、ひいては農産物に係る輸出規制管理が進む可能性がある。そこで、以下のような仮説を検証する。

仮説 4：FTA 当事者の民主主義のレベルが高いほど（両国の民主主義のレベルの和が大きいほど）が FTA における輸出規制管理が進展する可能性がある。

また当事者間の政治的な関係、特に同盟関係の有無も影響を与える要因と考えられる。同盟関係の有無については、国の外交政策の嗜好の類似性を示すもので、国間の外交関係のレベルを図る最もよく使われる要因であるとされる (Rosenbaum 2018；Mansfield and Milner 2012)。貿易関係に関しては、Mansfield, Milner, and Rosendoroff (2002) は、同盟関係は、これが存在する国間で FTA が締結されやすいという有意な影響を与える

17) なお、これから民主化しようとする国 (democratizing countries) が FTA を含む国際機関 (IO) に参加する傾向が大きくなるだけでなく、すでに民主主義国になった国 (democracies) も IO に参加する傾向が大きいとされている (Mansfield and Pevehouse 2006)。

としている。

更に、貿易は安全保障の外部経済効果を生じさせるとされるが (Mansfield and Solingen 2010 ; Gowa 1994)、Kim, Mansfield, and Milner (2016) によると、「深い」統合がもたらす経済的な利益は、同盟国全体の政治・軍事的キャパシティーを強化するとされる。一方で、「深い」統合による利益が他国と比較して相対的に小さい場合でも、共通の安全保障目的によってその差は緩和されると主張している。さらに、農産物に係る輸出規制においても、農産物が国民の生存および国家の独立にとって中核的な価値を持つため、同盟国間でその管理を強化することが重要である。これにより、同盟国全体の政治・軍事的キャパシティーがさらに強化されるとされ、仮に輸出規制管理の利益が他国と比較して相対的に小さい場合でも、共通の安全保障目的によってその差が緩和される可能性が示唆されている。

このように同盟関係が、FTA の「深さ」、ひいては農産物に係る輸出規制に影響を与えうると考えられることから、以下の仮説を検証する。

仮説 5 : FTA 当事者間に同盟関係があることは、FTA において輸出規制管理を進展させる要因となる。

3. データと分析モデル

3.1 分析対象となる FTA

分析対象となりうる FTA は、2020年10月4日時点で WTO に通報されている306件のうち、複数の国家が結びついた多国間の枠組みで、それ自体が FTA となっていて加盟国間のつながりが錯綜しているもの (ASEAN, EU, USMCA, EAEU, MERCOSUR, ECOWS 等がある。以下、これを「地域」と呼ぶ¹⁸⁾) を除いた266件の FTA である¹⁹⁾。

18) 一国対地域の FTA 及び地域対地域の FTA については、それぞれの地域を当該 FTA の主体として検討することが妥当であり可能であることから、サンプルに含めている。ドミニカ、中央アメリカ諸国及び米国間の FTA (Dominica - Central America - US) については、ドミニカと中央アメリカ諸国の間に別途 FTA が締結されていることもあり、ドミニカ及び中央アメリカ諸国を地域として扱っている。このようなケースも含めて、本稿では、16の地域を FTA の主体の片方又は両方として、そのデータを取り込んでいる。

また、EU がアンドラと締結した FTA 及び EU がその加盟国と特別な関係にある海外領域 (overseas countries and territories) と締結した FTA についても、貿易に関するデータが IMF から及び EU からともに提供されていないことからサンプルより除外している。

19) 2010年前後をピークに徐々に締結・通報数が減ってきた FTA であるが、英国が2020年末に EU から離脱したことから、これまで EU との枠組みの中で締結してきた FTA に代替するような FTA を各国と締結しようとしたため、2021年に WTO に通報される FTA が増加している。

これらの FTA に関しては、その主体の形態に基づいて、二国間 FTA、個別の国家と地域との FTA、地域同士の FTA の三つのパターンが考えられる。これらの FTA のうち、のちに触れる説明変数などのデータの利用可能性などの観点から分析対象となっている実質的な FTA の数は183である。

3.2 輸出規制管理の進展度合いの判断について

本稿では、FTA において輸出規制管理が進展しているか否かを検証するが、この進展度合いの判定については必ずしも自明ではない。そこで進展度合いに関する判断を進めていく必要がある。

先述したように、輸出規制は大きく分けて輸出数量制限と輸出税の2種類に分類できる (Korinek and Bartos 2012)。輸出税は主として途上国によって使用されているが、特に経済力のある先進国にとっては、輸出国により輸出税がかけられたとしても追加の支出をすれば購入することができる。従って、輸出禁止的な高関税がかけられる場合は別として、必要な輸入量を確保する上で乗り越えることができないような問題にはなりにくい。一方で、輸出数量制限については、高い価格を提示しても購入することができなくなることから、先進国にとっても農産物を安定的に輸入する上で大きな支障となる。

GATT ウルグアイラウンド交渉での輸入規制に関する議論においても、関税はそれを支払いさえすれば輸出できるが、数量制限は輸出量が制限を超えれば取引ができなくなってしまうことから貿易上の問題が大きいとされ、数量制限を関税に置き換える「関税化 (Tariffication)」を行うことが基本原則となっている。日本は、WTO ドーハラウンド交渉が開始される際に、この考え方を踏まえて輸出規制管理についても輸入規制管理と同様に、数量制限の「関税化」を提案している²⁰⁾。また、Korinek and Bartos (2012) は、EU-Israel 間の FTA に関して、輸出数量制限の禁止は全ての品目をカバーしているのに対して、輸出税の禁止は多くの農産品を例外としていることについて、輸出数量制限より輸出税を使わせようとする方法の一つであると指摘している。

このような理由から、本稿では、国際貿易制度への信頼により大きな悪影響を与え、先進国にとっても農産物の安定的輸入に大きな支障となる輸出数量制限に焦点を当てる。そして、FTA において、農産物に係る輸出数量制限に関する管理についての取り

しかし検討対象の FTA は、その直前に通報されていたものであり、本研究において英国の EU 離脱の影響はない。

20) 輸出数量制限と輸出関税を問わず、そもそも輸出規制全般について、輸出国中心でかつ途上国の加盟国が増えてきていた WTO ドーハラウンドにおいて合意される見込みは殆どなく、日本はこの提案を執拗に訴え続けることはなかった。

組みに進展が見られるか否かに着目する²¹⁾。貿易全体について輸出数量制限管理を進展させている深い FTA である場合でも、農産物を例外として対象から除いているような場合は、輸出数量制限管理は進展していないという判断をしている。

では個々の FTA において農産物の輸出数量制限管理が進展しているか否かの判断基準としてどのようなものを検討すべきであろうか。本稿では次の基準に基づき進展度合いの判断をしている。GATT/WTO の規定において輸出数量制限は GATT 第11条第1項で原則禁止されている一方で、GATT 第11条第2項 (a)、GATT 第20条 (i) (j) 及び GATT 第21条において幅広い例外が認められている。これらの例外規定のうちの一つ又は複数のものについて、それぞれ、農産物に関し、手続き面又は実質規則面の少なくともいずれか一方でも進展している場合には輸出数量制限管理が進展しているものとして判断した。詳細な判断基準については付録を参照されたい。

3.3 独立変数について

まず仮説 1 では FTA 締結当事者が農産品の輸出入において利害関係が一致する関係にあるか否かが輸出数量制限管理の進展に影響を及ぼすのかについて検証するが、その際に当事者が輸出国なのか輸入国なのかを自給率を用いて相対化する。自給率の計算対象作物はさまざまなものが考えられるが、本稿では穀物を対象としている。その理由としては基礎的な食料であり²²⁾、第二次世界大戦後の食料危機においても、国際機関において対策が検討される際の主要な品目であることに加え²³⁾、輸出規制の主要な対象となっていることが選択理由の一つである。

ただし、世界各国の食料自給率に関する信頼性の高いデータベースは存在しない。このようなことから自給率の時系列的な変化を捉えた詳細な情報を得ることは極めて難しい。従って農水省が『食料需給表』の中で掲載している世界各国の穀物自給率の5か年分の穀物自給率データ²⁴⁾、および平澤 他 (2004) が試算している1994年から1998年穀物

21) 輸出規制が導入される対象産品は、農産物や天然資源であることが多いが、近年では新型コロナウイルスパンデミックを受けて医療品についても導入されて議論を引き起こした。

22) 穀物は人の主要なカロリー源であるとともに、家畜の飼料にもなり間接的に牛乳や食肉等の畜産物を供給することになる重要な農産物である。

23) Food Security という言葉が明確な定義を伴う公的用語として国際的に最初に登場した1973年のFAO総会の宣言 Resolution 3/73においても、主として穀物の安定的な供給が課題であるとしている。また翌1974年11月の国連主催による世界食糧会議 (World Food Conference) における提言も、穀物を対象としたものが多い。

24) 農林水産省のホームページ (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyukyu/index.html>) に掲載されている情報、あるいは以下の国会図書館のインターネット資料収集保存事業を参照。

自給率の結果を1996年の当該国農産品の自給率として利用している²⁵⁾。なお、一国対地域の FTA 及び地域対地域の FTA における地域の自給率については、構成国の数値の平均値を用いている。実際には国家間のこれらの指標の差を変数として利用するが、差を計算するにあたり、それぞれの国の自給率を標準化したものを用いて差を計算しており、単純な自給率の差をとっているわけではない。

仮説 2 の検証の際に用いる一人当たり GDP のデータは、2015年のドルベースで評価した一人当たり GDP を世銀の World Development Indicator より収集している。他の変数と同様に、地域レベルの GDP データはその地域に含まれる国の値を合算したもの、一人当たり GDP はその値の単純平均値を用いている。実際には国家間のこれらの指標の差を変数として利用するが、自給率と同様に、標準化したデータを利用している。

また貿易によるつながりの強さと輸出数量制限管理規定の有無との関係を検証する仮説 3 では、貿易結合度 (Trade Intensity Index) を利用してその検証を行う。貿易結合度はある国がその貿易相手国に対して、世界平均よりも割合としてより多く輸出しているかどうかを測る指標である。具体的には、各 FTA の締結主体 (i, j) 間の貿易結合度 ($I_{i,j}$ と表記する) は以下のような計算を行なって算出している (山沢 1970)。

$$I_{i,j} \equiv \frac{X_{ij} / X_{i.}}{X_{.j} / X_{..}}$$

農林水産省 (2001)「世界各国の穀物自給率 (試算) (2001年)」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 WARP (<https://warp.ndl.go.jp/>) [2024年 8 月 8 日アクセス]

農林水産省 (2003)「世界各国の穀物自給率 (試算) (2003)」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 WARP (<https://warp.ndl.go.jp/>) [2024年 8 月 8 日アクセス]

農林水産省 (2011)「諸外国の穀物自給率 (2011年) (試算)」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 WARP (<https://warp.ndl.go.jp/>) [2024年 8 月 8 日アクセス]

農林水産省 (2017)「諸外国の穀物自給率 (2017年) (試算)」

https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html [2020年 8 月 26 日アクセス]

農林水産省 (2019)「諸外国の穀物自給率 (2019) (試算)」

https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html [2022年 10 月 11 日アクセス]

- 25) 自給率に関しては、特に穀物生産に関する能力が各国の耕地面積によって絶対的に制約されている (荏開津・鈴木 2020, 98頁) ことから、30年間程度の中長期的な期間でも、国ごとの自給率の違いに大きな変動はないと考えられるため、このような計算法は一定の合理性があると考えている。実際に、ここで取り上げた食糧需給表などのデータから得られる世界各国の自給率の変動係数の分布を見ると、第二四分点と第三四分位は0.1から0.3の範囲であり、大幅な自給率の変動は見られない。大きな変動係数を取る国は、従来自給率が極端に高い国、あるいは極端に低い国であり、低自給国が高自給国になる、あるいは逆のパターンなどは存在しないため、自給率の高低は長期にわたって安定的であると判断して問題はないと考えている。

ここで X_{ij} はFTAを締結している主体間の貿易量（ i から j への総輸出量）、 $X_{i.}$ は、 i からの総輸出額（つまり $\sum_j X_{ij}$ ）、 $X_{.j}$ は j への総輸出額（つまり $\sum_i X_{ij}$ ）、 $X_{..}$ は全世界の総輸出額（つまり $\sum_i \sum_j X_{ij}$ ）を表している。添字の貿易総額に基づいた値を利用している。ここで使用する各種輸出額データはIMFのDirection of Trade Statisticsを利用している。地域の輸出額など計算は、加盟タイミング及び脱退タイミングを加味し、加盟国の輸出額の合計値を計算した上で貿易結合度の計算を行い、それを用いている。

同盟関係の有無については、COW (Correlates of War) のFormal Alliances (v4.1)を用いて、同盟関係が有る場合は1（有り）、無い場合は0（無し）とした。ここでの同盟関係が意味しているのはCOWによりType1と分類されているものである²⁶⁾。なお、EUについては、加盟国のうち、オーストリア、キプロス、フィンランド、アイルランド、マルタ及びスウェーデンはNATOに加盟していないが、その他22カ国はNATOに加盟しており（2019年時点）、またEUには共通安全保障政策があり、またEUの基本条約には域外の脅威に対して、共同で対処にあたる「相互防衛条項」があることから（武田 2015）、カナダ、トルコ、ノルウェー及びアイスランドとの間では同盟関係があるとした。更に、EFTAについては、加盟国のうちスイスは永世中立国として同盟関係を持たないが、アイスランド及びノルウェーはNATOに加盟しており、カナダ、トルコとの間では同盟関係があるとした。

民主化度のデータはWorld BankのWorldwide Governance IndicatorsのVoice and Accountabilityを利用する。民主主義のレベルを評価する指標としてはこれまで多くのものが提示されてきた（粕谷 2022）。本稿で使用しているVoice and Accountability指標の他にも、Polity IVは先行研究でよく使われてきたものであり、それ以外にも多くの指標が存在する（Coppedge et. al. 2017）。先述したように、民主化度の進展は、国民全体の声を政策に強く反映させることに繋がり、民主化度が低い状態では利害関係者の声の方が政策決定に影響を与えられと考える。Voice and Accountability指標は、他の指標に比べ、国民全体の声をより直接的に反映している特徴があることから、本研究の趣旨に合致した指標と言える。加えて、Polity IVよりカバーする期間は短いものの、評価対象国数が多く、途上国も対象とする本研究において欠損値を少なくすることができることから、この指標を用いることとした。地域の民主化度については、この指標が推

26) 具体的な定義は「第三国から攻撃された場合に相互に軍事的に援助することを求める最高レベルの軍事的約束」というものである。この定義を利用しているのは、一般的に多くの研究でType1を同盟関係にあると状態として考えていること、輸出規制を管理するということは、究極的には、国内で食料等が不足して苦しい時でも相手国への輸出を認めるという強い関係性が求められるものであることなどの理由によるものである。

定されていない。そのため、各地域の構成国の Voice and Accountability の平均値を計算してその地域の民主化度の値として使用することとした²⁷⁾。

また、以上の仮説に関連する変数に加えいくつかのダミー変数も導入している。2007年から2008年にかけて穀物価格の高騰があり、穀物輸入国では食糧危機が発生する状況に陥った国もある。このような状況下では国内における食糧供給に関する安定性に関する食料安全保障の議論や取り組みに何らかの変化が生じる可能性がある。このことを考慮するために2008年以降に1という値を取るようなダミー変数を導入している。また地域や歴史的なつながりなどを捉えるためにEUが含まれるFTAであれば1、そうでなければ0をとるEUダミー、並びに旧ソ連邦メンバー国であるFTAであれば1そうでなければ0を取るCCCPダミーも取り入れている。

先述したように自給率データが1996年、2001年、2003年、2011年、2017年、2019年の6年分のデータのみが利用可能であったため、これらの年の各変数に対する観測値をプールしたものを以下の回帰分析で利用している。そこで利用されたデータを対象とする各変数の記述統計量を表1にまとめている。

表1 記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	最大値	標本サイズ
ER	0.210	0.408	0	1	1094
Diff_SelfSuff	1.087	1.052	0.000	6.694	955
Diff_GDPpc	0.887	0.790	0.000	5.105	694
Sum_Democracy	5.454	1.251	2.140	7.957	583
Sum_TII	0.022	0.134	0	2.915	1071
Alliance	0.142	0.349	0	1	1094
EUダミー	0.159	0.366	0	1	1094
CCCPダミー	0.110	0.313	0	1	1094

3.4 実証分析

本稿での分析はFTAにおける農産物に係る輸出数量制限管理が進展した規定の有無の決定要因について明らかにすることが目的である。従属変数は輸出数量制限管理の規定の有無（規定があれば1、そうでなければゼロ）を示す二値変数となる。上述したように、説明変数は、FTA締約国間の自給率（Diff_SelfSuff）の、経済規模（Diff_GDP）、貿易を通じた関係の強さ（SumTII）、同盟関係（Alliance）、民主主義の度合い（Diff_

27) オリジナルの指標は-2.5から2.5の範囲の値を取るが、正の値として処理するためにオリジナル指標に2.5を加えて、0から5の間を取る形に変換している。

Democracy) が基礎になっている。具体的に推定モデルをまとめると以下のような形で表現できる。

$$\begin{aligned} \Pr(ER_{ijt} = 1) = \Phi & (X\alpha + \beta_1 \text{Diff_GDP}_{ijt} + \beta_2 \text{Sum_TII}_{ijt} \\ & + \beta_3 \text{Diff_SelfSuff}_{ijt} + \beta_4 \text{Alliance}_{ijt} \\ & + \beta_5 \text{Sum_Democracy}_{ijt} + \varepsilon_{ijt}) \end{aligned}$$

ここで $\Phi(\cdot)$ はロジスティック累積密度関数であり、 X はコントロール変数などの行列である。

まずフルサンプル (n=506) を対象とした分析を行った。本稿の説明変数五つのみを含むモデルと、 X には2008年以降ダミー、EU ダミー、CCCP ダミーを含んだモデルの推定結果を図1に示している。また二国間 FTA のみのサブサンプル (n=373) を用いた分析を行った結果が図2である。

経済的要因の観点からは、締結国間の一人当たり GDP の差については、地域が含まれる FTA を含むフルサンプルでは経済規模の格差が大きいほどその可能性が高まり、二国間のみの FTA のサブサンプルではこのような効果は見られなかった。この点に関し、GATT/WTO が認めていない片務的な FTA であればともかく、途上国側にとって関税引き下げ等貿易障壁撤廃などを含む双務的な FTA は負担が大きいことから締結への抵抗は強いと考えられる。まして輸出数量制限管理を進展させた「深い」FTA を締結することへのハードルは高まると考えられる。しかしながら経済格差が輸出数量制限管理の進展を促す可能性を示しているのは、先進国と途上国間の FTA を締結するに際しては、先進国側から途上国側に開発支援についての約束が行われることが多いことが影響していると考えられる。一方で、貿易的なつながりの強さや自給率の格差の大きさは必ずしも輸出数量制限管理の進展に影響を及ぼす要因とはなっていないと考えられる。

政治的要因の観点からは、同盟関係にある国については二国間 FTA については輸出数量制限管理に関する進展する見込みがあることが示された。その一方で、民主化度についてはモデルにより推定結果の統計的有意性にばらつきがあり、必ずしも仮説を明確に支持するものとはなっていない。

この結果は政治的要因に係る仮説のうち同盟関係に関しては二国間 FTA では正で有意な結果であり、二国間 FTA において、軍事的同盟関係の強さが輸出数量制限管理を進展させる可能性があることを示している。一方、民主化度に関しては二国間 FTA において旧ソ連邦メンバー国をコントロールすることによって (CCCP ダミー) 正の影響が出ており、サブサンプルにおいては仮説4が支持される結果となった。

また、フルサンプルおよびサブサンプルの結果の両方において、三つのダミー変数については全てにおいて係数パラメータの推定値は正で有意であった。2008年以降の

FTA では輸出数量制限管理が進展することが示された。2007年から国際的に食料品価格が高騰して輸出規制が導入されることが増え、これ以降国際舞台において食料安全保障に関する関心が高まったことで、輸出数量制限管理に関する議論が増え、実際の管理進展につながった可能性が示されたと言える。また、EU のダミーがプラスの効果を持っていることは、先述した経済格差に関連する結果でも述べたように EU との FTA が開発援助とのパッケージになっている可能性が考えられる。例えば、EU はアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP 諸国）等の途上国と FTA を締結するに当たり、手厚い開発援助を行っており、これにより途上国側も輸出数量制限管理を進展させることに前向きになっている可能性があると考えられる。

4. 結論

GATT/WTO において農産物に係る輸出規制管理が進展しない要因としては、途上国と先進国の利害の差、農産物輸入国と輸出国の利害の差が考えられる。輸出規制管理に農産物輸入国は積極的である一方で農産物輸出国は消極的であり、また、購買力に余裕のない途上国は自国民に対する食料供給に不安を抱え、輸出規制管理の進展に強く反発してきた。GATT/WTO は、農産物輸出国中心の組織であり、また、途上国の割合が増加してきたという加盟国の利害関係に起因する要因が輸出規制管理の進展が進展してこなかった要因とされてきた。

しかし、FTA における輸出規制管理については、上記の要因だけでは推測できない。FTA においては、構成国がほとんど途上国のものや、途上国が含まれるものにおいても輸出規制管理が進展しているものが多々あり、また、途上国と先進国、農産物輸入国と輸出国という条件で同様の組み合わせであっても輸出規制管理が進展するか否かで違いがある。本研究においては、その他の要因を検証すべく、各国が FTA を締結する理由として、締結国の利害関係以外に政治的な動機があると指摘されていることから、FTA 締約当事者間の利害関係に加えて、政治的要因の検討を、国際貿易制度により大きな悪影響を与える輸出数量制限に焦点を当てて、行ってきた。

輸出規制管理を進展させると考えられる FTA 当事者間の利害関係に起因する経済的要因としては、経済発展度の差の要因がプラスの影響を与えている可能性はあるものの、自給率の差の要因は影響を与えていないことが分かった。なお、同じく FTA 締約当事者間の利害関係に係る要因であると同時に「深い」FTA が締結されやすくなる要因ともされる貿易結合度の和も必ずしも影響を与えているとは言えないことが示された。

一方で、本研究で特に注目していた FTA 締約当事者の政治的要因の輸出規制管理進

展に対して与える影響に関しては、特に同盟関係や民主化度が地域を含まない二国間 FTA では一定程度プラスの影響を与えていることが分かった。GATT/WTO で輸出規制管理が進展する見込みがないなか、日本を始め農産物輸入国が FTA を活用して安定的な輸入を確保しようと交渉する際に有益な情報であると考ええる。

本研究では EU の FTA や旧ソ連邦メンバー国間の FTA で輸出規制管理が進展している可能性が示されたが、EU や旧ソ連邦メンバー国の FTA に係る政策方針の内容及び政策形成過程等については十分な検討はできていないため、これらについては今後の研究課題としたい。

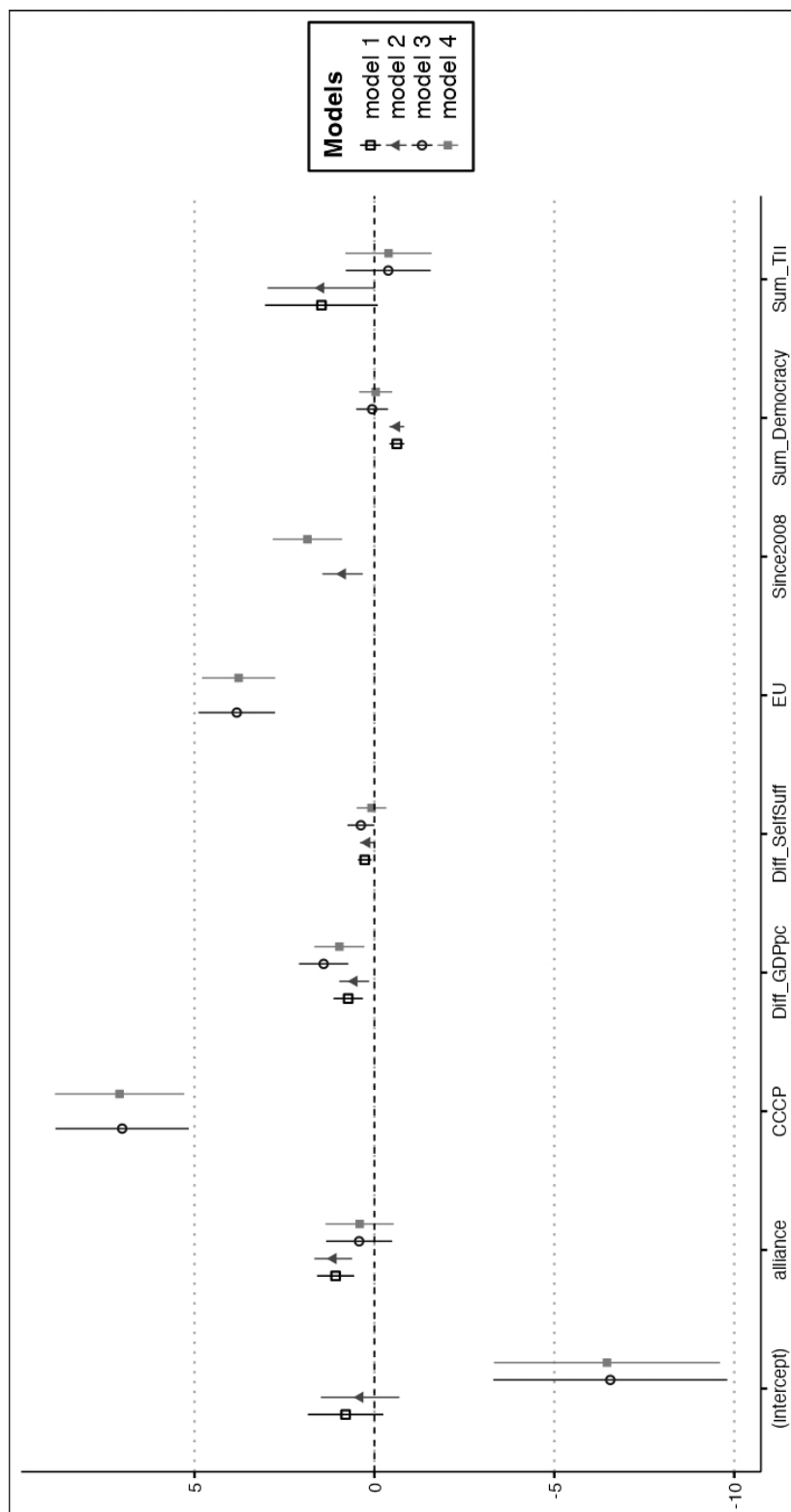


図 1 係数パラメータの推定結果 (フルサンプル、 $n=506$)
 上記の model 1には 5つの説明変数のみが含まれ。それに加えて model 2には2008年以降ダミー、model 3には EU
 ダミーおよび CACP ダミー、model 4にはこれら全てのダミーが加わったモデルである。

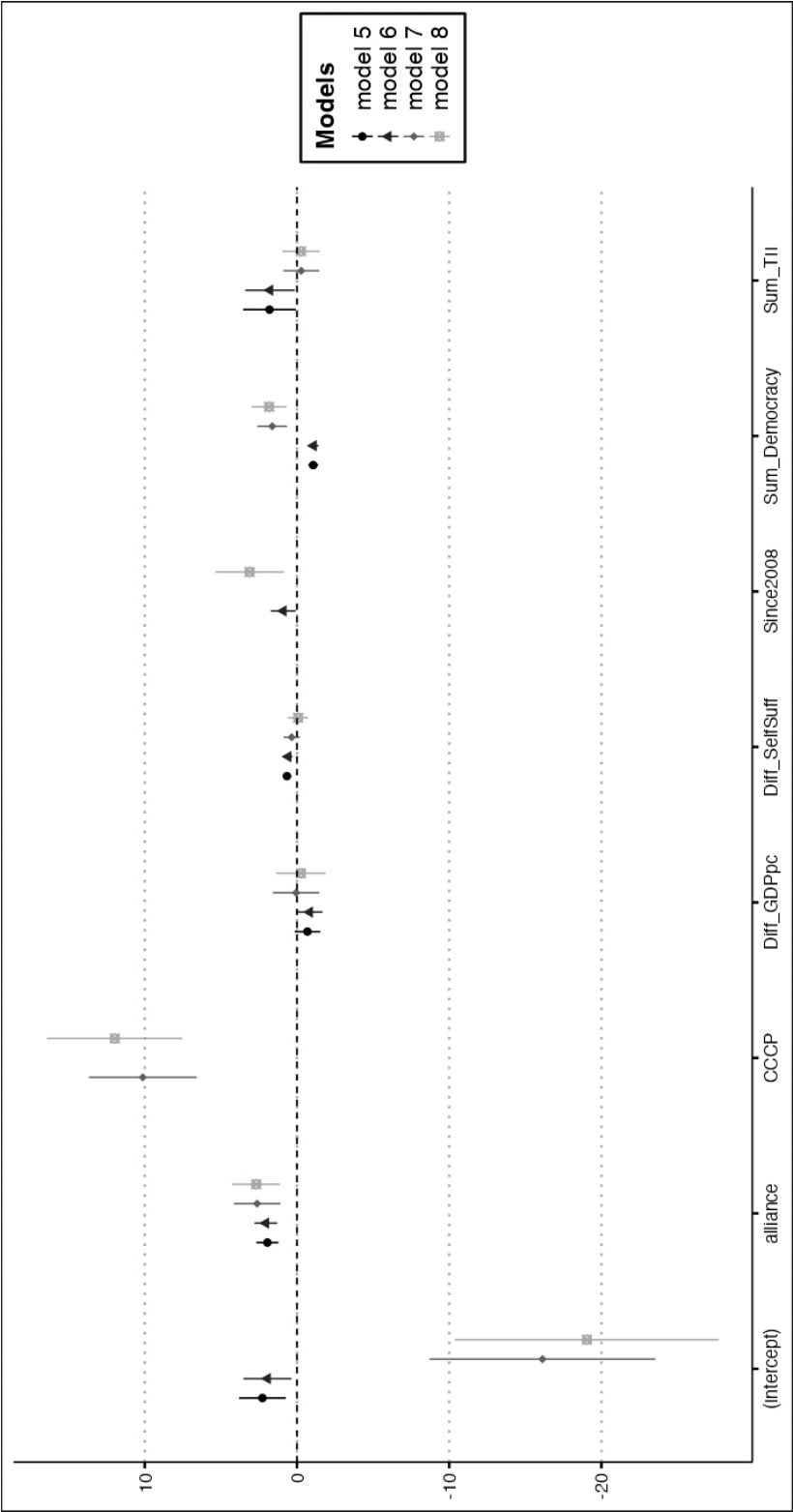


図 2 係数パラメータの推定結果 (2 国間 FTA のサブサンプル、n=373)
上記の model 5 には 5 つの説明変数のみが含まれ。それに加えて model 6 では 2008 年以降ダミー、model 7 には CACP ダミー、model 8 ではこれら 2 つのダミー変数が共に含まれたモデルである。

参考文献

- Abbott, P.C. (2012), "Export Restrictions as Stabilization Responses to Food Crisis," *American Journal of Agricultural Economics*, 94(2), 428-434.
- Aggarwal, V. K., and Govella, K. (2013) '*Linking Trade and Security: Evolving Institutions and Strategies in Asia, Europe, and the United States*,' Springer Science & Business Media
- Anderson, J. E. (1985) "The Relative Inefficiency of Quotas: The Cheese Case," *The American Economic Review*, 75(1), 178-190
- Bagwell, K., and Robert W. S. (1999). "An Economic Theory of GATT." *American Economic Review*, 89(1), 215-248.
- Coppedge, M., Gerring, J., Lindberg, S. I., Skaaning, S-E., and Teorell, J. (2017) "V-Dem Comparisons and Contrasts with Other Measurement Projects," THE VARIETIES OF DEMOCRACY INSTITUTE Working Paper SERIES 2017:45
- Feenstra, R. C., and Lewis, T. R. (1991) "Negotiated Trade Restrictions with Private Political Pressure," *Quarterly Journal of Economics*, 106(4), 1287-1307
- Gardner, B. (1983) "Efficient Redistribution through Commodity Markets," *American Journal of Agricultural Economics*, 65(2), 225-234
- Gardner, B. (1987) "Causes of U.S. Farm Commodity Programs," *Journal of Political Economy*, 95(2), 290-310
- Gouel, C. (2016) "Trade Policy Coordination and Food Price Volatility," *American Journal of Agricultural Economics*, 98(4), 1018-1037.
- Horn, H., Mavroidis, P. C., and Sapir, A. (2010) "Beyond the WTO? An Anatomy of EU and US Preferential Trade "Agreements, 1565-1588," *The World economy*, 33(11), 1565-1588
- Howse, R., and Josling, T. (2012). Agricultural export restrictions and international trade law: A way forward," *International Food & Agricultural Trade Policy Council, Position Paper September*.
- Kastellec, J.P., and Leoni, E.L. (2007) 'Using Graphs Instead of Tables in Political Science', *Perspectives on Politics*, 5(4), 755-771.
- Kim, S. Y., (2015) "Deep Integration and Regional Trade Agreements," in Lisa L. Martin, ed., *The Oxford Handbook of the Political Economy of International Trade*, Oxford University Press
- Kim, S. Y., and Mansfield, E. D., and Milner, H. V. (2016) "Regional Trade Governance," in Börzel, T. A. and Risse, T. ed., '*The Oxford Handbook of Comparative Regionalism*,' Oxford University Press.
- Kinne, B. J., (2020) "The Defense Cooperation Agreement Dataset (DCAD)," *Journal of Conflict Resolution* 64(4) : 729-755.
- Korinek, Jane and Jessica Bartos, (2012) "Multilateralising Regionalism: Disciplines on Export Restrictions in Regional Trade Agreements," OECD Trade Policy Papers No. 139.
- Liefert, W. M., Westcott, P., and Wainio, J. (2011). "Alternative Policies to Agricultural Export Bans that are Less Market-Distorting," *American Journal of Agricultural Economics*, 94 (20), 435-441
- Mansfield, E. D., and Milner, H. V. (2012). '*Votes, vetoes, and the political economy of international trade agreements*': Princeton University Press.
- Mansfield, E. D., and Pevehouse, J. C. (2006), "Democratization and International Organizations," *International Organization*, 60(1), 137-167.
- Marceau, G. (2016). "WTO and export restrictions," *Journal of World Trade*, 50(4), 563-586.
- Mattoo, A., Rocha, N., and Ruta, M. (2020) '*Handbook of Deep Trade Agreement*,' International

- Bank for Reconstruction and Development /TheWorld Bank
- Mitra, S., and Josling, T. (2009) "Agricultural Export Restrictions: Welfare Implications and Trade Disciplines," IPC Position Paper, Agricultural and Rural Development Policy Series
- Mansfield, E. D., and Milner, H. V. (2015), "The political economy of preferential trade agreements," in Andreas Dür and Manfred Elsig, ed., *Trade Cooperation*, Cambridge University Press, 2015.
- Mansfield, E. D., Milner, H. V., and Rosendorff, B. P. (2002), "Why Democracies Cooperate More: Electoral Control and International Trade Agreement," *International Organization*, 56(3), 477 – 513.
- Olarreaga, M. (2013), "Export Restrictions," in Evenett, S. J. and Jara, A., ed., *Building on Bali: A Work Programme for the WTO*, Centre for Economic Policy Research
- Rosenbaum, C. Y. (2018), "RCEP or TPP? An Empirical Analysis Based on Global Experience," *Asian Politics & Policy*, 10(3), 427-441.
- Ravenhill, J. (2017), "Regional Trade Agreements," in John Ravenhill, ed., *Global Political Economy*, Oxford University Press, 2017.
- WTO (2011), World Trade Report 2011 – The WTO and preferential trade agreements: From co-existence to coherence – The 2011 World Trade Report by the WTO Secretariat.
- Wu, M. (2020) "Export Restrictions" in Mattoo, A., Rocha, R., and Ruta, M. ed., *Handbook of Deep Trade Agreements*, Washington D.C.: World Bank.

荏開津典生・鈴木宜弘 (2020)、『農業経済学』、岩波書店、2020年。

粕谷 祐子 (2022) 「民主主義後退の時代に比較政治学ができるかもしれないこと」、『法學研究：法律・政治・社会』、95 (8)、83- 99頁

武田健 (2015) 「EU による対外的な規範普及のための手段と成功条件」、臼井陽一郎編『EU の規範政治』ナカニシヤ出版

長谷川将規 (2013) 『経済安全保障』、日本経済評論社、2013年。

平澤明彦、川島博之、大賀圭治 (2004) 「世界各国の穀物自給率と耕地賦存、所得、農業保護 - 自給率の基礎的規定要因と日本の位置付け」、『農業経済研究』、75 (4)、185-197頁。

山沢逸平 (1970) 「世界貿易の結合度分析」、『一橋大学研究年報 経済学研究』、14、75-124頁。

付録：輸出数量制限管理の進展度合いの判断に関する具体的な判断基準について

具体的には以下のような大きな三つの基準に基づいて判断している。

1. GATT 第11条第2項 (a)、GATT 第20条及び GATT 第21条の関係等

農産物の輸出規制を導入する際の農業協定第12条に基づく WTO 農業委員会に対する通報においては GATT 第11条第2項 (a) を引用するものが多い。しかしながら、実際に FTA において農産物に係る輸出規制管理を進展させる規定を置く際には、NAFTA やカナダが中南米と締結した FTA のように、GATT 第11条第2項 (a) 並びに第20条 (i) 及び (j) を並列的に言及した上で両規定を適用するに際して課せられる手続き規定を置くものがある。更に、旧ソ連邦メンバー国間の FTA のように、GATT/WTO の規定の条文を特に引用せず、GATT 第11条第2項 (a) 並びに第20条 (i) 及び (j) の規定を両方包括するような表現の規定を置いた上で、適用する際の手続き規定を設けて輸出規制を進展させているものもある。また、EU 各国による輸出規制の WTO への通報においては、通報手続き等について定めた農業協定第12条のみを引用し、GATT 上の根拠規定を示していないものが多い。Mitra and Josling (2009) は、輸出規制の根拠として GATT の複数の規定が根拠として使いうると考えられるとして、農産物の輸出規制の根拠としては、GATT 第11条第2項 (a) 並びに GATT 第20条 (i) 及び (j) を挙げている。このように、GATT 第11条第2項 (a) の例外規定と GATT 第20条 (i) 及び (j) の例外規定については、一体的に適用されうる状況にあることから、両規定について一方でも進展している場合は「1 (進展している)」と判断した。

なお、輸出規制管理が進展している FTA は、殆どのものにおいて食料を例示として挙げている GATT 第11条第2項 (a) の例外について、少なくとも手続き面においては管理を進展させており、GATT 第11条第2項 (a) の例外を進展させずに GATT 第20条 (i) 及び (j) の例外のみを進展させている FTA は、3 件だけ (EU - Armenia, Korea - Turkey, EU - Korea) である。

GATT 第21条の例外規定については、国家安全保障を理由として広範囲に輸出入規制を認めるものであり、農産物についても適用されうる。この規定については、伝統的に各国は自国にとって安全保障上必要であるかどうかは自らが決めるという考え方に立っているともいわれ、乱用が懸念されている。ゆえに2010年代に入るまでは、自由貿易体制の価値を損ねるような行為は望ましくないとの暗黙の合意があったとされ積極的に援用する国もなかった。しかしながら、米国、中国を始めとして、この例外規定を援用する国が増えてきている。一方で、EU は、加盟国間の貿易に関しては、この国家安全保障を理由とした輸出規制が安易に導入されないよう厳格な手続き規定を設けてい

る。EU 以外の国・地域による FTA においても、この規定に基づく輸出規制についてその管理を進展させているものが見られる。

このように、近年、この例外規定が適用されることが増えてきており、農産物を対象に適用される可能性があり、また、その管理が進展している FTA も存在することから、GATT 第11条第2項 (a) の例外規定及び GATT 第20条の例外規定と同様、この規定についても進展している FTA については「1 (進展している)」とした。

2. 手続き面での進展と実質規則面での進展

FTA における輸出規制管理の進展については、主として手続面で進展しているものと実質的規則面で進展しているものに分類できる。

手続面での進展とは、GATT/WTO の規定では農業協定第12条においては、輸出規制を導入する際に「実行可能な限り事前かつ速やかに」通報し、その後相手国の求めに応じて協議するとして努力義務的な規定に過ぎないものを、例えば、GATT 第11条第2項 (a) の例外規定に関し、事前に関連するすべての情報を相手国に提供して協議し、「30日以内に合意が得られなかった」場合は輸出規制を導入することができると規定するというように、期限を区切って具体的な義務として規定していることである。一方で、農業協定第12条の規定と書きぶりが異なっている、具体的な期限も区切っておらず、実質的には引き写し又はパラフレーズに過ぎないものについては、進展しているとは判断していない（この判定基準については、林・弦間（2019）を参考にして（林・弦間（2019）18-23頁））。

実質規則面での進展とは、GATT/WTO の規定における輸出規制についての GATT 第11条第2項 (a) に基づく食料・不可欠物資の不足対処のための例外、GATT 第20条 (i) に基づく国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置のための例外、GATT 第20条 (j) に基づく供給が不足している製品の獲得又は分配のための措置のための例外、又は GATT 第21条に基づく安全保障例外について、少なくとも一つの例外を認めないと規定していることである。

本稿においては、GATT 第11条第2項 (a)、GATT 第20条 (i)、GATT 第20条 (j) 若しくは GATT 第21条に基づく例外規定又はこれらの例外規定に相当すると考えられる例外規定について、少なくとも一つの条項に係る例外規定に関して、手続き面又は実質規則面のいずれかで進展していると判断される場合は、「1 (進展している)」とした。

3. その他

FTA における輸出規制管理の進展度合いを判断する際の基準となる GATT/WTO

における輸出規制管理のレベルも、ウルグアイラウンド交渉の結果による農業協定の成立により、1995年の WTO 成立前後で若干の変化が見られる。GATT/WTO の規定のレベルに関する判断は、WTO 成立（1995年）前後で異なる。WTO 成立以前の FTA については、未だ農業協定は合意されていなかったことから GATT 規則のみを基準とし、成立後は GATT 規則及び WTO 農業協定のレベルを基準として判断した。

また、途上国については、そもそも農業協定の適用が免除されているなど GATT/WTO の規律のレベルが低く設定されていることから、農業協定のレベルに進展している FTA は「1（進展している）」と判断すべきではないかとの疑問が生じる。しかしながら、食料の安定的な輸入の確保の観点からは、途上国同士の FTA の場合においても、レベルが下げられた規則ではいざという時に輸入できない等安定的な輸入に問題が生じる。一方で途上国と先進国間の FTA の場合であっても、途上国が仮に GATT/WTO の規律の通常のレベルに向上させたとしても先進国にとっては安定的な輸入のためには依然として問題があるレベルにとどまっていることになる。ゆえに、本論文では、途上国同士や途上国が含まれる FTA についても、通常のレベルは GATT/WTO の規定のレベル又は1994年以前の FTA については GATT の規定におけるレベルと同じとすることとした。

なお、FTA の規定は、締約国間において個別品目についての例外扱い等が非対称的に規定されていることはままあるものの、規則自体は締結国間において対称的に規律するのが通例である。しかしながら、EU が加盟国の旧植民地の途上国と締結する FTA については、EU が途上国に対して一方的に輸出規制管理を大きく進展させる一方で、途上国は EU に対してそれほど進展させていないものがある。このような非対称的な輸出規制管理の進展についても、少なくとも途上国における食料の安定的な供給のためには有益であり、また、そもそも途上国側も、EU が途上国に対するものほどではないものの、EU に対する輸出規制管理を GATT/WTO 以上に進展させていることから、輸出規制管理は進展していると判断した。

追って、手続面での進展であっても実質的規則面での進展であっても、その進展のレベルには差がある。しかしながら、進展の仕方は FTA によって様々である。例えば、FTA には EU による EU 型、北米諸国による NAFTA 型、アフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国、旧ソ連邦メンバー国間の南方型があると言われるが（Bacchini, Dür and Haftel (2015)）、特にこれらの型間で輸出規制管理についての規定振りの違いが大きい。EU 型の FTA においては、GATT 第11条 (a)、GATT 第20条 (i) 及び (j)、GATT 第21条等の例外規定について、個々の規定ごとにその例外を認めないことにしたり、手続き規定を具体化したりして輸出規制管理を進展させている。一方で、北米型の FTA

においては、GATT 第11条 (a)、GATT 第20条 (i) 及び (j)、GATT 第21条等の例外規定全体を対象として、適用する場合にそれまでの輸出向けと国内向けの割合を変えないこと、国内価格との差を設けないこと、既存の流通経路を阻害しないこと等を条件として設定することで輸出規制管理を進展させている。他方、南方型の FTA においては、一般的に FTA の対象分野は狭く、また規制内容も「浅い」と言われているが、輸出規制管理に関しては旧ソ連邦メンバー国間によるものは進展しているところ、具体的な規定振りは、GATT 第11条 (a)、GATT 第20条 (i) 及び (j)、GATT 第21条等の例外規定ごとの対応を規定していない点において NAFTA 型に近いともいえる。しかしながら、輸出規制を導入できる場合を限定し、また厳格に規定された期間に限るとするなど、NAFTA 型とは規定ぶりが異なる。

以上のように、EU 型、NAFTA 型、南方型間のそれぞれの型に当てはまる FTA 同士での比較であればともかく、異なる型の FTA 間の比較検討は、規定ぶりが異なることから、進展のレベルの比較が困難である。従って、レベルの差は問わないこととし、手続面、実質的規則面のどちらか一方で GATT/WTO の規定のレベルより少しでも進展していれば、輸出規制管理を進展させる意思が顕現しているとして、「1 (進展している)」と判断した。